

国民健康保険団体連合会規約例の一部を改正する連合会規約例

国民健康保険団体連合会規約例(昭和三十四年保発第六号)の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

(健康保険に係る事業)

第六条の二 この連合会は、前条に定める事業の遂行に支障のない範囲内で、健康保険法(大正十一年法律

第七十号)第七十六条第五項の規定により健康保険の保険者から委託を受けて行う診療報酬の審査及び支払に関する事務に係る事業を行う。

2 前条第五項の規定は、健康保険の保険者について準用する。

第七条から第十一条までの規定中、「保険者」を「国民健康保険の保険者」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

(健康保険の保険者に係る手数料)

第十二条の二 第六条の二第一項の規定による診療報酬の審査及び支払に関する事務を連合会に委託した健康保険の保険者は、手数料を支払わなければならない。

- 2 前項に規定する手数料の額、賦課方法等については、別にこれを定める。
- 3 手数料の額及び納期を決定したときは、ただちに、これを当該健康保険の保険者に通知するものとする。
- 4 当該健康保険の保険者が納付期限を経過してもなお手数料を納付しないときは、理事長は、期限を定めて、督促しなければならない。

第三十五条第二項中「保険者」を「国民健康保険の保険者」に改める。

附 則

- 1 この規約は、平成十九年四月一日から施行する。

国民健康保険団体連合会の予算及び決算の取扱いについての一部改正

国民健康保険団体連合会の予算及び決算の取扱いについて(昭和39年1月20日保発第2号)の一部を次のように改正する。

別表「診療報酬審査支払特別会計(業務勘定)」歳入の表、目の欄中「7 結核予防審査支払手数料」を「7 感染症結核審査支払手数料」に改める。

別表「診療報酬審査支払特別会計(公費負担医療に関する診療報酬支払勘定)」歳入の表、目の欄中「5 結核予防受入金」を「5 感染症結核受入金」に改める。

別表「診療報酬審査支払特別会計(公費負担医療に関する診療報酬支払勘定)」歳出の表、目の欄中「5 結核予防支出金」を「5 感染症結核支出金」に改める。

国民健康保険団体連合会の予算及び決算の取扱いについて(昭和39年1月20日保発第2号)

(下線部が変更部分)

改正案		現行	
別表 (略) (業務勘定) 歳入			
款	項	項	目
1 手数料	1 手数料		
		1～6 (略)	1～6 (略)
		7 感染症結核審査支払手数料 8～16 (17) (略)	7 結核予防審査支払手数料 8～16 (17) (略)
2～7 (略)			

歳入予算にかかる節の区分 (略)
歳出 (略)
(国民健康保険診療報酬支払勘定) (略)
(老人保健診療報酬支出勘定) (略)
(公費負担医療に関する診療報酬支払勘定) 歳入

歳入予算にかかる節の区分 (略)
歳出 (略)
(国民健康保険診療報酬支払勘定) (略)
(老人保健診療報酬支出勘定) (略)
(公費負担医療に関する診療報酬支払勘定) 歳入

款	項	目
1 公費負担医療 受入金	1 公費負担医療 受入金	
		1～4 (略)
		5 感染症結核受入金 6～13 (14) (略)
2～5 (略)		

款	項	目
1 公費負担医療 受入金	1 公費負担医療 受入金	
		1～4 (略)
		5 結核予防受入金 6～13 (14) (略)
2～5 (略)		

歳入予算にかかる節の区分 (略)
歳出

款	項	目
1 公費負担医療 支出金		
	1 公費負担医療 支出金	
		1~4 (略) 5 感染症結核支出金 6~13 (14) (略)
2・3 (略)		

高額医療費共同事業特別会計 (略)

歳入予算にかかる節の区分 (略)
歳出

款	項	目
1 公費負担医療 支出金		
	1 公費負担医療 支出金	
		1~4 (略) 5 結核予防支出金 6~13 (14) (略)
2・3 (略)		

高額医療費共同事業特別会計 (略)